

◎利用者に寄り添ったケアマネジメントの確保（契約時の説明等）について

☆居宅サービス計画の作成に際しては利用者の実情を汲み取り、利用者やその家族の希望、意見に寄り添ったプラン作成をお願いします。



平成30年度介護報酬改定で、契約時の説明内容について下記の事項が追加されています。

契約時の説明義務（運営基準）

- 利用者がサービス事業所について複数の紹介を求めることが可能
- ケアプランに位置付けたサービス事業所の選定理由の説明を求めることが可能。

- ・居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定地域居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、特色、利用料（加算）等の情報を適切に利用者又はその家族に提供してください。
- ・利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることを説明することが義務付けられています。

契約書、重要事項説明書等において、サービス事業所選定時に複数事業所の紹介、ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの記載をお願いします。